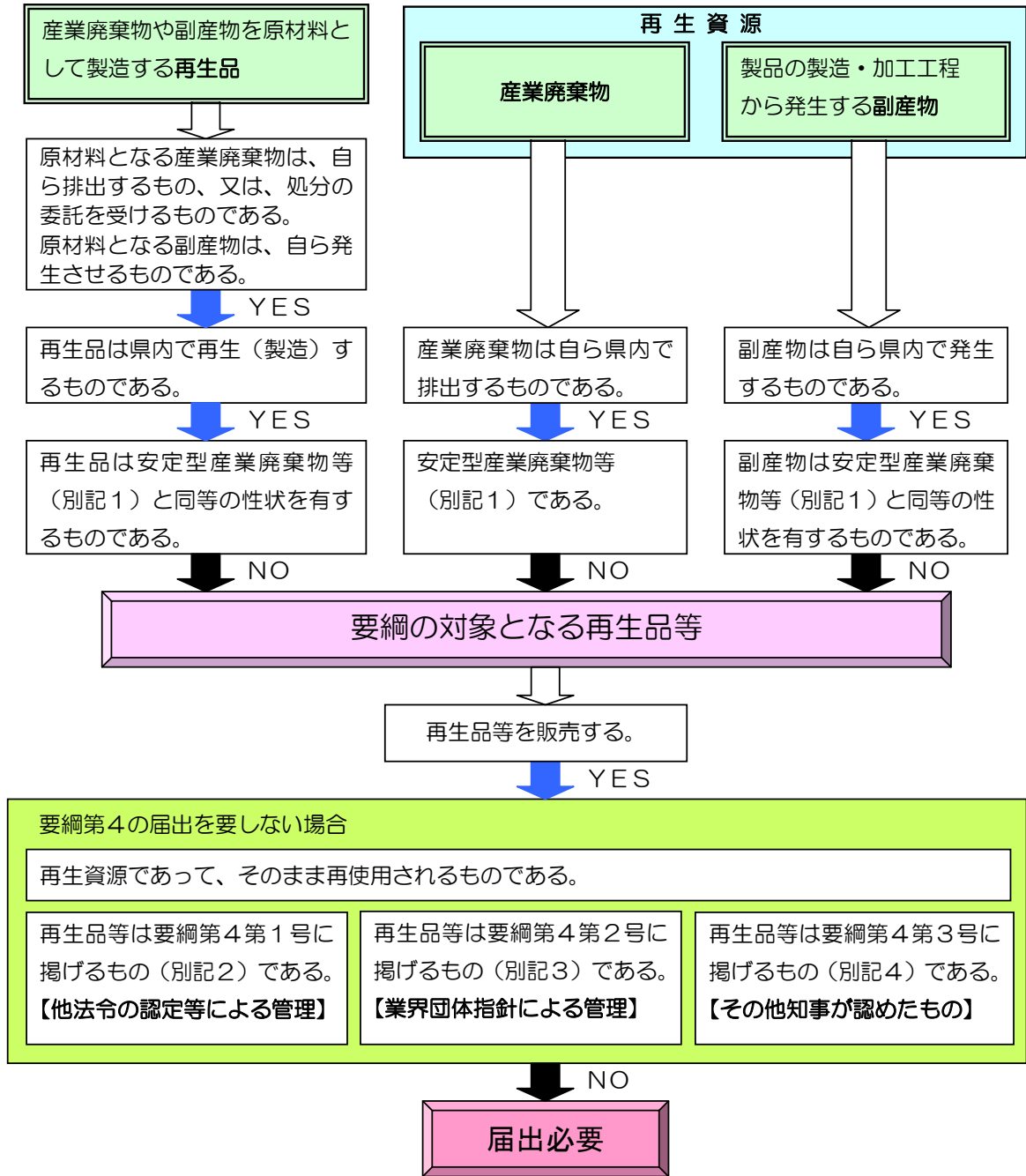


# 再生資源の適正な活用に関する要綱に基づく届出の要否判定チャート



別記1 再生資源が、性質が安定しており、県民の生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがないものである場合（要綱第2）

区分	再生資源	備考
専ら物	<ul style="list-style-type: none"> <li>古紙</li> <li>くず鉄（古銅等を含む。）</li> <li>空き瓶</li> <li>古繊維</li> </ul>	廃棄物処理法第14条第1項 昭和46年10月16日環整43号通知
安定型産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃プラスチック（自動車等破砕物、廃プリント配線板<sup>※1</sup>、廃容器包装<sup>※2</sup>を除く。）</li> <li>ゴムくず</li> <li>金属くず（自動車等破砕物、廃プリント配線板<sup>※1</sup>、鉛蓄電池の電極、鉛製の管・板、廃容器包装<sup>※2</sup>を除く。）</li> <li>ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物、廃ブラウン管、廃石膏ボード、廃容器包装<sup>※2</sup>を除く。）</li> <li>がれき類</li> <li>環境大臣指定産廃（石綿含有産業廃棄物の溶融物等）</li> </ul>	廃棄物処理法施行令第6条第1項第3号イ(1)から(6)  ※1 鉛を含むはんだが使用されているもの。 ※2 有害物質又は有機性の物質が混入・付着しているもの。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙くず</li> <li>繊維くず</li> </ul>	専ら物に類するもの

（注）上表の再生資源から製造された再生品（他の届出対象である再生資源を含まない場合に限る。）も届出対象外となります。

別記2 再生品等が、法令で再生利用に係る認定又は指定等を受けている場合（要綱第4第1号）

区分	届出を要しないもの
再生利用認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理法第15条の4の2第1項の認定を受けた者が、その再生により得たもの（廃ゴム製品、建設汚泥、シリコン含有汚泥等5品種）</li> </ul>
広域処理認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理法第15条の4の3第1項の認定を受けた者が、その処理により得たもの（情報機器、事務機器、自動二輪車、建築部材等）</li> </ul>
再生事業者登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理法第20条の2第1項の登録を受けた者が、その再生により得たもの</li> </ul>
再生利用個別指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>（古紙、金属くず、瓶、古繊維、ペットボトル）</li> <li>廃棄物処理法施行規則第10条の3第2号の指定を受けた者が、指定に係る再生により得たもの（キラ、発泡スチロール等3社）</li> </ul>
資源有効利用促進法の再資源化認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源有効利用促進法第27条第1項の認定を受けた者が回収、再資源化により得たもの（パソコン、小型二次電池）</li> </ul>
自動車リサイクル法の再生資源化認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動車リサイクル法第28条第1項の認定を受けた者が、その再資源化により得たもの（シュレッダーダスト、エアバッグ等）</li> </ul>
その他各法令に規定するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品衛生法に規定する食品又は食品添加物</li> <li>肥料取締法に規定する普通肥料</li> <li>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に規定する飼料若しくは飼料添加物又はそれらの原材料</li> </ul>

別記3 再生品等が、業界団体が定める指針（当該団体の申出により再生資源の適正な活用が行われると知事が確認したものに限り。）に従い団体加入者が再生等したものである場合（要綱第4第2号）

再生品等	団体名	指針等名
鉄鋼スラグ	鉄鋼スラグ協会	愛知県内における鉄鋼スラグ製品の適正な活用に係る遵守事項
アルミニウムドロス	日本アルミ鋳滓リサイクル協議会	アルミニウムドロス再生資源及び再生品に関する管理指針
木質チップ	東海木材資源リサイクル協会	木材資源再生利用指針

（注）今後、追加される場合があります。

別記4 再生品等が、生活環境保全上の支障がなく適正な再生利用が行われると知事が認めるものである場合（要綱第4第3号）

<p>（金属ドロス）            金属アルミニウムを30%以上含有するアルミニウムドロス            溶融亜鉛めっき工程から発生する亜鉛を含有する亜鉛ドロス及び亜鉛さい            銅を10%以上含有する銅さい及び集じん灰（集じん灰にあつては、金属の溶解工程から発生するものに限り。）</p>
<p>（油類）            潤滑油（ただし、金属加工油及び電気絶縁油（ポリ塩化ビフェニル化合物を含むものに限り。）を除く。）及び動植物油の使用済みのもの並びにこれらの再生により得られる再生油</p>
<p>（家畜排せつ物による堆肥）            家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）の規定に基づき、畜産業者が自ら行う家畜排せつ物の処理により製造するたい肥</p>
<p>（建設汚泥再生品等）            公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が実施する建設汚泥再生品等の有価物該当性に係る審査認証業務において認証された建設汚泥再生品等</p>

（注）今後、追加される場合があります。

愛知県のホームページに要綱等の概要・本文、届出様式・記入要領、Q & A等を掲載しています。（ホームページアドレス <http://www.pref.aichi.jp/0000014526.html>）